

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しており、取締役自らが率先してその重要性を日々、従業員に啓蒙しており、事業運営における法令遵守、経営内容の公正化・健全性の維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
小田急電鉄株式会社	2,673,600	40.08
池上 勝	545,600	8.18
池上 正	513,900	7.70
伊藤 真吾	333,484	4.99
株式会社アイティフォー	200,000	2.99
弘田 敬子	138,500	2.07
弘田 了	138,500	2.07
京都中央信用金庫	111,100	1.66
イシザカ トシユキ	95,300	1.42
富田 紀之	70,000	1.04

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	小田急電鉄株式会社（上場:東京）（コード）9007

補足説明	
------	--

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

営業上の取引を行う場合には、取引内容及び条件は公正かつ適正な手続きを経て決定しており、小田急電鉄及び小田急電鉄グループも同様の取扱いとしています。なお、小田急電鉄との間で締結する重要な契約については、監査役による監査を行うこととします。

また、特に重要な契約については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定している社外取締役、及び社外監査役が出席する取締役会による決議を経て締結しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水恒夫	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水恒夫		同氏は2009年6月まで、当社において販売している商品の主要な仕入先である株式会社ワコールホールディングスの業務執行者として勤務していました。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、元経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において会計監査人による監査計画や監査の方法及び結果について定期的に報告を受けています。また、監査全般に関する事項について適時会合を開催し、十分な意見交換を実施しています。

内部監査に関しては、内部監査室が財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。監査役は、当該内部監査室より、監査計画や監査の方法及び結果について、必要に応じて随時に報告を受けています。また、内部監査室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本宗昭	他の会社の出身者										△			
岩永憲秀	公認会計士													
平尾嘉晃	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本宗昭	○	同氏は2003年6月まで、当社の商品の仕入先であるであるユニチカパークシャー株式会社の業務執行者として勤務していました。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、経営者として豊富な経験と深い見識を有しており、また当社の元常勤監査役であることから、当社についての造詣と幅広い知見と経験を有することから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

岩永憲秀		同氏は2006年6月まで、当社との間で監査契約を締結している京都監査法人(当時の中央青山監査法人)に在職しておりましたが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与しておりません。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、及び公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見と経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
平尾嘉晃		----	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動して頂けること、及び弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、常勤取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気向上に寄与し、それが事業拡大に資することを目的に導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別の報酬は開示しておりませんが、報酬総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬等については、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定するものとしております。

役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の決定に基づき、代表取締役社長に一任し、取締役会により委任された代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定する権限を有しているものとしております。

② 役員の報酬等の内容

(ア)取締役報酬

基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成しております。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監査機能強化の観点から基本報酬のみで構成しております。また、基本報酬の総額は株主総会で決議された報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式報酬の総額は株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬総額の限度内とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は株主総会で決議された総数の限度内としております。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として当社独自に設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定しております。

基本報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し毎月現金で支払うものとしております。

譲渡制限付株式報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、また当社の当該事業年度の業績や財務状況を踏まえたうえで付与の可否を決定し、付与する場合は年1回当該事業年度終了後に付与するものとしております。

譲渡制限付株式報酬は、取締役が株価変更のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、付与の可否および割当数は、業績を総合的に勘案し各取締役の固定報酬の額を基準として決定しております。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、その客観性・妥当性を担保するために、類似業種かつ類似規模である相当数の他企業における報酬構成割合とその水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の説明や資料の配付等を事前に実施するなど、十分な情報提供を常勤監査役や取締役等より行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役4名(内、社外取締役1名)で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役の出席による定例取締役会を開催しております。

また、当社では、毎月1回常勤取締役2名と常勤監査役及び幹部社員や親会社である小田急電鉄株式会社が指定する同社の社員等による常勤役員会を実施しており、事業運営上の重要事項の検討等を行っております。

また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を継続的に図っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査室が、業務の全般について法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査を実施しております。

また、内部監査室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役4名(内、社外監査役3名)で構成されております。監査役は、株主総会と取締役会に出席し、取締役、従業員及び会計監査人から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。

また、監査役会は内部監査室と連携し、内部統制システムに関する監査を実施し、定期的に会計監査人と面談を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、お客様の声や現場の情報を迅速に経営陣に伝え、迅速に経営判断することに加え、その経営判断が、お客様や社会に受け入れて頂けるものを常にチェックできる体制を構築することが重要であると考えています。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知を早いタイミングで発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催し、より多くの株主の皆様へ、ご出席いただけるよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能になるよう検討しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成、公表を検討しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による定期的な説明会の開催を検討しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による第2四半期決算及び年度決算終了後の説明会の開催を検討しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室がIR担当部門となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続可能な発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めることをCSRの方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、従来から企業の社会的責任(CSR)を念頭に、経営を実践しております。環境問題への対応については、エアコンの徹底した温度調整、LED照明の設置、テラスの緑化などを行い、継続的に環境保全活動への取組を進めています。 また、社会貢献活動に関しては、WWFへの寄付活動など、豊かな社会の実現とその継続的発展のため、社会貢献活動を積極的に推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は事業・財務状況の成果の適時かつ適正な開示を行うことを実践しています。具体的には、総務部長をリーダーとして、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書の作成、報告及び評価を目的とした会合を開催する他、必要に応じて随時会合を開催し、情報開示の正確性・公正性及び適時性を確保しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備しております。

イ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- b) 「取締役会規程」、「就業規則」をはじめとする社内規程を制定し、役職員はこれを遵守し健全な企業経営を目指し、経営理念の実現に向け活動する。
- c) 経営企画室をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指す。
- d) 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- b) 文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- b) 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

ホ 当社における業務の適正を確保するための体制

- a) 「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- b) 内部監査による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保する。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役が行うこととする。
- c) 当該使用人の人事異動については、事前に監査役の同意を得ることとする。
- d) 当該使用人の懲戒処分を行う際は、事前に監査役会に報告し、あらかじめ監査役会の承諾を得ることとする。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- b) 監査役への報告・情報提供は速やかに文書をもって行う。
- c) 取締役及び使用人は、法令違反行為等又は、違反に該当する恐れがあるものについて、通常の職制ラインを通じて通報が出来ない場合は、内部通報制度の窓口である小田急グループ・コンプライアンス・ホットラインに対して相談又は通報を行うものとする。
- d) 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととする旨を社内規程に規定する。
- e) 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処置を講じる旨を社内規程に規定する。

チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査役又は監査役会が、監査の実施のために必要な費用を請求するときは、監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとする。
- b) 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- c) 監査役は、取締役会をはじめ、常勤役員会、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- d) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

リ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a) 当社は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- b) 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

ア 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。

イ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- ・「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
- ・反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括部署とする。
- ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力排除のための情報の収集を行う。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平時から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理体制の整備の状況

当社では、社内規程や業務マニュアルの体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、業務リスク等に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築するように努めております。

また、社内規程やマニュアルの整備に加えて、毎週開催される経営会議においてリスク等の発生要因を識別し、常勤役員会に報告、さらに常勤役員会で協議するとともに取締役会に報告する体制を構築している他、コンプライアンス委員会においては、当社内で発生しうるリスクの分析や、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議するとともに、各部署長への指導を通じて、リスク管理体制の強化を継続的に図っていくこととしております。

企業統治に関するその他の事項

(ア)責任限定契約

当社と業務執行役員を除く役員との間では会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(イ)取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

(ウ)取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役選任決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(エ)株主総会の特別決議要件

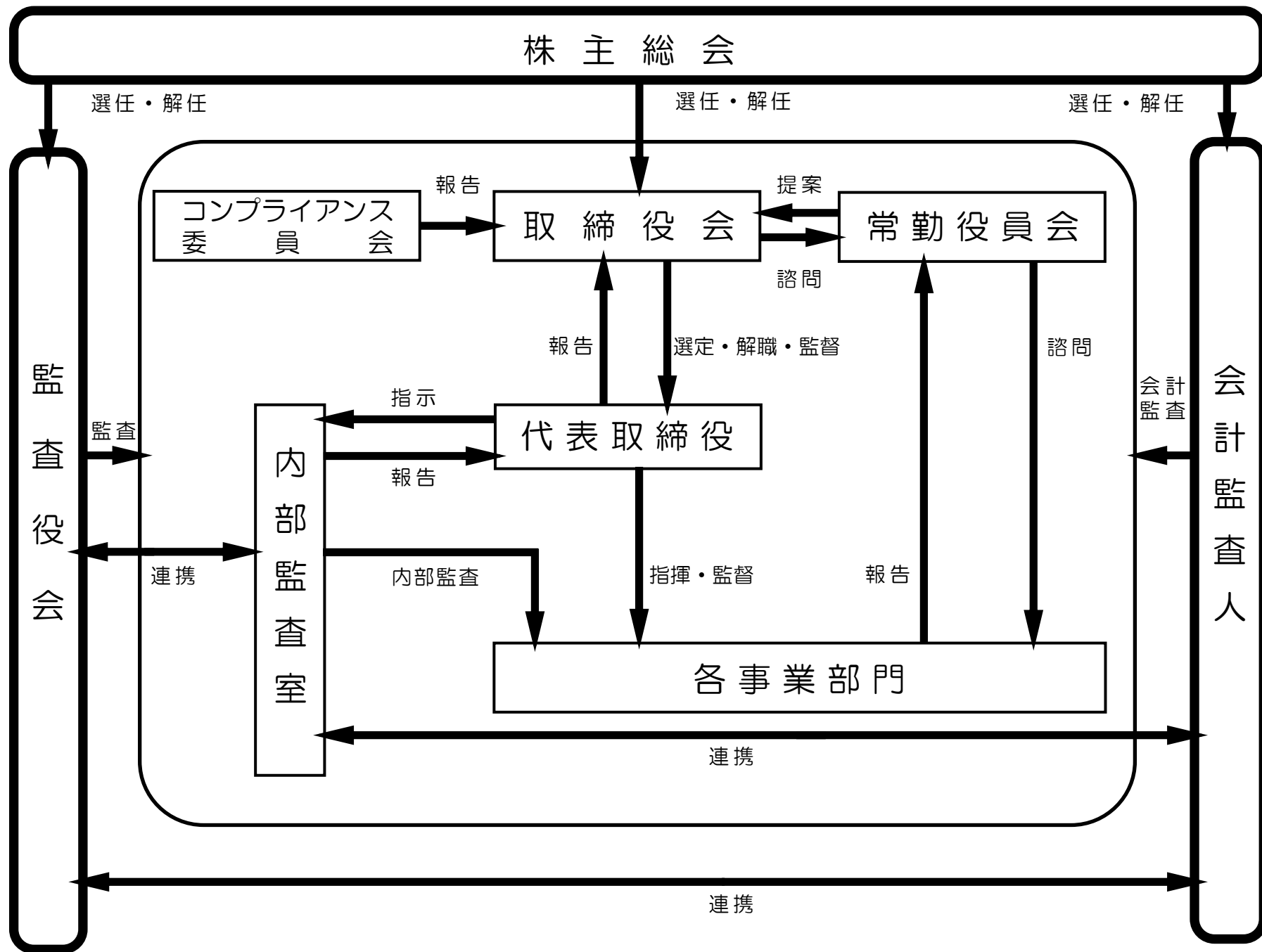
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(オ)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を可能にするためであります。

【模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

